



春の温かさが感じられる頃となりました。花どきは気候も不安定ですので、風邪など召されませぬようご自愛くださいませ。

4月の税務

10日 (水)

- ・3月分 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

30日 (火)

- ・2月決算法人の確定申告と納税
- ・8月決算法人の中間申告と納税
- ・5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
- ・3月分社会保険料納付

令和5年 申告所得税・消費税の口座振替引落日

所得税：4月23日(火)

消費税：4月30日(火)

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。下記に加入条件や特徴などを記載していますが、更に気になる方は調べていただくか当事務所にご相談ください。

倒産防止共済 経営セーフティ共済

◎加入条件

継続して1年以上事業を継続している中小企業者
かつ次の条件に該当する方
※個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

◎月20万円（年間240万円）を損金算入できる

⇒掛金は毎月5,000円～20万円まで自由に設定することが可能です。
掛金総額は最大800万円まで積み立てることが可能ですが、40ヶ月以上納めていないと解約時に掛金が全額戻ってこないため注意です。

◎解約返戻金は課税対象になる

⇒掛金は経費として処理することができますが、解約時に戻ってくる掛金は、法人は雑収入として、個人は事業所得の雑収入として全額課税対象になるため要注意です。



定額減税について

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、現在国会にて審議中の税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。今回は、定額減税の対象者、減税額についてお話したいと思います

①定額減税の対象者

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分**所得税の納税者である居住者**で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が**1,805万円以下**である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下である方）です。

②定額減税の減税額

特別控除の額は、次の(ア)、(イ)金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- (ア) 本人（居住者に限ります。）・・・30,000円
- (イ) 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）
・・・1人につき30,000円

同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にし、合計所得金額が48万円以下で他の扶養控除対象者ではない配偶者の方
扶養親族…納税者と生計を一にしている配偶者以外の親族で合計所得金額が48万円以下の方

春の交通安全運動

春の全国交通安全運動期間は、

毎年原則として4月6日～4月15日
(正式な日程は毎年交通対策本部が決定)
に行われます。

春休み明けで多くの通学者がラッシュ時間帯に戻ってくる4月。また、慣れない通学路を歩き始める新1年生たち。

年度がわりの4月、
交通事故には細心の注意を払うことはもちろん、万が一にもしっかりと備えておきたいところです。



花粉症

日本人の2000万人以上が悩まされている

スギ花粉症は、

社会的な影響も大きく、現在では重要な国民病の1つとなっています。

シーズンが近づき、今年の花粉の飛散が気になる時期になりました。総飛散花粉数は、前年の夏の天候に左右されます。日照時間が長く、高温で雨量が少ないと花粉数が多くなります。昨年7月は日照時間が短く雨量も多かったため今年の中陰地方の花粉数は少ないと思われます。NPO花粉情報協会の予測でも、今年の中陰地方の花粉数は前年の50%程度と少なく、飛散開始は2月下旬とのこと。予測が当たればスギ花粉症の人にとって今年はお過ごししやすい春となります。

